

「2019 沖縄の特区・地域税制活用 Q&A」を参照される皆様へ

令和3年4月1日に施行されました租税特別措置法の改正により、沖縄の特区・地域等税制においては下記の変更がございます。「2019 沖縄の特区・地域税制活用 Q&A」の内容は発行当時のものとなっており、下記の変更内容等が反映されておられませんので、本冊子を参照される際には下記の変更点をご確認いただき、制度を活用させる際には十分にお気をつけくださいますようお願い申し上げます。

また、本冊子に記載されている法令通達等についても、平成31年1月1日現在のものとなっております点を併せてご留意くださいますようお願い申し上げます。

【沖縄の特区・地域等税制における令和3年4月1日以降の変更点】

制度全般

①対象資産のうち「5G情報通信システム」(注1)に該当するものを「認定特定高度情報通信技術活用設備」(注2)に限定する。

(注1)「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の特定高度情報通信技術活用システム

(注2)注1における同法の認定導入計画に記載されたもので認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の対象となるもの

※5G関連設備を導入する事業者は、事前に国から導入計画の認定を受けた上で、国から開発供給計画の認定を受けた5G関連機器開発供給事業者から機器を購入する必要があります。ただし、国税、地方税の控除の内容はこれまでの特区・税制と同一となります。

(参考：経済産業省 URL https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html)

②特別償却制度における対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする。

③国税関係の適用期限

○事業認定(特別事業認定)期限・・・令和4年3月31日

○所得控除を受けるために必要な事業認定(特別事業認定)期限・・・令和4年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで

○設備等取得期限・・・令和4年3月31日(投資税額控除、特別償却)

個別制度 下記の①～③の制度において、対象となる業種がそれぞれ除外されます。

①産業高度化・事業革新促進地域(産業イノベーション制度)で除外される業種	②国際物流拠点産業集積地域で除外される業種	③経済金融活性化特別地区で除外される業種
こん包業	こん包業	自然科学研究所
機械設計業		法律事務所
経営コンサルタント業		特許事務所
エンジニアリング業		公認会計士事務所
商品検査業		税理士事務所
研究開発支援検査分析業		